

農薬飛散防止に努めましょう

● なぜ農薬飛散防止対策が必要なの？

農薬を使用する際は、周辺地域の住民や周辺環境に危害が生じないように心がけることが重要です。

また、農薬が周辺作物に飛散したことによる残留農薬基準値超過が全国で発生していて、目に見える被害がなくても、農薬が飛散している場合もあるので注意が必要です。

● 具体的な飛散防止対策

□風向きに注意し、風の穏やかな時間帯に農薬を使用しましょう。

□ブームスプレーヤーを使用する際は、作物の先端から40cm以上離れないように高さを調節しましょう。

□スピードスプレーヤー(SS)を使用する際は、不要なノズルは噴霧を止め、散布圧力や送風量が多くなりすぎないように注意しましょう。

(散布圧力は1～1.5MPa(1MPa≒10kgf/cm²)あれば十分です。)

□ほ場周辺に遮へいシートやネットを設置する、遮へい作物を作付ける、緩衝地帯を設ける等の対策を検討しましょう。

□飛散しにくい剤(粒剤など)やドリフト低減ノズルの使用を検討しましょう。



【左写真】
遮へい作物としてのソルゴー

【右写真】
遮へいネット(カーテン方式)

● 周辺環境への配慮

□ 桑園、養蜂地域が近くにある場合は、蚕、蜜蜂への影響の大きい農薬の使用を控えましょう。それ以外の農薬を使用する際も飛散防止に十分留意し、養蚕農家や養蜂家など関係者へ使用時期などの情報提供に努めましょう。

□ 水質汚濁性農薬や魚毒性の強い農薬を河川や養殖池付近で使用しないでください。

□ 使用済みの容器や防除機具等の洗浄液は、排水路や河川に流さず、適切に処理しましょう。

□ 水田で除草剤を使用する場合は、止水期間(7日間)を守りましょう。

農薬ラベルに記載されている絵表示マーク(例)



桑園付近使用禁止
(カイコ注意)



ハチ巣箱へ布禁止
(ミツバチの散注意)



河川流出禁止
(魚介類注意)

● 住宅地等周辺での農薬使用

ほ場周辺に住宅、学校、保育所、病院、公園等がある場合は、農薬の使用をできるだけ控え、使用する場合は危害防止対策を十分行いましょう。

□ 病虫害や雑草の早期発見に努め、農薬散布以外の除方法を検討しましょう。

□ 事前に、周辺住民や学校へ散布日時、使用農薬の種類等を周知しましょう。

□ 通学時間帯の散布作業を避け、散布区域には立て看板を立てるなど、人が入らないようにしましょう。

(例)
農薬散布のお知らせ

【日時】令和〇年〇月〇日
〇時～〇時予定

【場所】〇〇〇〇

【目的】〇〇剤散布

【農薬名】〇〇フロアブル

【連絡先】〇〇〇〇

具体的な農薬の飛散防止対策に関する情報が
入手できるホームページ



農薬の飛散(ドリフト)防止対策 (群馬県)

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/635326.pdf>

住宅地等周辺での農薬
使用に関する情報が
入手できるホームページ



住宅地等における農薬使用について (農林水産省)

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/

群馬県農政部